「非PVC多層フィルム」事件 知財高裁平成17年(行ケ)第10799号事件(平成19年5月30日判決)

<キーワード>

明確性

<抜粋>

当裁判所は、以下の通りの理由から、「低エチレン含有量のポリプロピレンランダムコポリマー」の意味は、明確性を欠くものと判断する。

「低エチレン含有量」の意義については、特許請求の範囲中には格別の記載がない。従って、ポリプロピレンコポリマーにおけるエチレン単位の含有量がプロピレン単位の含有量より少ないことを指すとまでは理解できるものの、どの程度のエチレン含有量であるのかは明らかではない。

そこで、発明の詳細な説明の記載を参酌することとする。

本件明細書の段落の記載は、次のとおりである。

【0049】材料であって外層用のものは、当業者に良く知られたポリマー 又はポリマー混合物であって、その他の層のポリマー又はポリマー混合物より も高い軟化温度を有し、又は支持層のポリマー又はポリマー混合物と同じ軟化 温度を有するものを含んでいる。

【0050】好ましくは、これらにはポリプロピレンホモポリマー、ポリプロピレンブロックコポリマー、低から中位のエチレン含有量のポリプロピレンランダムコポリマーが含まれる。ポリプロピレンランダムコポリマーが特に好ましい。上記ポリマーは、単独で又は混合物として使用できる。

【0050】の記載は、本件発明の非PVC多層フィルムにおける「外層」を構成するポリマー材料を示したものであり、その具体的なポリマー材料の種類は、エチレン含有量に言及した部分を除いて、請求項記載のものと一致するから、同段落は、同請求項に対応する発明の詳細な説明部分と解するのが相当である。

ところで、同段落記載の「低から中位エチレン含有量のポリプロピレンランダムコポリマー」は、「低から中位」の幅を有するエチレン含有量のポリプロピレン、即ち、「低エチレン含有量」のものと「中位のエチレン含有量」のも

のとが並列的に示されていることになる。「ポリプロピレンコポリマー」である以上は、主成分となるモノマーは、プロピレンであるから、低エチレン含有量のポリプロピレンコポリマーと「中位のエチレン含有量のポリプロピレンコポリマー」のいずれもポリマーにおけるエチレン単位がプロピレン単位より少ない点で相違はないといえるから、「低エチレン含有量」と「中位のエチレン含有量」との相違は明確でないというべきである。従って、請求項に記載された「低エチレン含有量」は。【段落0050】の「低から中位」の「低」に相当するとしても、それがどの程度のエチレン含有量をいうのかは、明確に特定することができない。

従って、請求項記載の「低エチレン含有量のポリプロピレンコポリマー」に おける「低エチレン含有量」が明確に特定された事項とは認められないので、 「低エチレン含有量のポリプロピレンポリマー」が、どの程度のエチレン単位 を含有するものを指すか不明であるとした審決の判断に誤りはない。